

○平塚市情報公開条例施行規則

平成15年3月31日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行政文書公開請求書の記載事項等)

第2条 条例第9条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第4条の規定による行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）
をすることができるものの区分
- (2) 公開請求をしようとするものが条例第4条第6号に規定する実施機関の行う事務事業に利害関係を有する内容
- (3) 条例第12条第2項に規定する公開の方法のうち、公開請求をしようとするものが求める公開の方法

2 条例第9条第1項の規定による請求書の提出は、行政文書公開請求書（第1号様式。以下「公開請求書」という。）により行うものとする。

(公開請求に対する諾否決定の通知)

第3条 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 行政文書の公開をする旨の決定 行政文書公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 行政文書の一部を公開する旨の決定 行政文書一部公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 行政文書の公開を拒否する旨の決定 行政文書公開拒否決定通知書（第4号様式）

(諾否決定期間の延長等の通知)

第4条 条例第10条第4項の規定による通知は行政文書公開諾否決定期間延長通知書（第5号様式）により行い、同項ただし書の規定により諾否決定をした旨の通知は前条の規定を準用するものとする。

2 条例第10条第5項の規定による通知は、行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）

第5条 条例第11条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあつては、同項各号のいずれかに該当する場合に限る。）とする。

（1） 公開請求の年月日

（2） 条例第11条第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

（3） 公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（4） 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第11条第1項又は第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（第7号様式）により行うものとする。

3 前項の規定により当該第三者が、実施機関に対して意見書を提出する場合は、行政文書の公開請求に関する意見書（第8号様式）により行うものとする。

4 条例第11条第3項（条例第17条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開通知書（第9号様式）により行うものとする。

（行政文書の公開の方法）

第6条 条例第12条第2項に規定する実施機関の定める方法は、次に掲げる方法とする。
ただし、これらの方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

（1） 当該電磁的記録を市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は交付

（2） 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）に複製したものの交付

（行政文書の閲覧等の実施）

第7条 行政文書の公開（閲覧、視聴その他これらに類する方法によるものに限る。第3項において同じ。）は、市長が指定する期日及び場所において行われなければならない。

2 前項の場合においては、行政文書を汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取り扱わなければならない。

3 前2項の規定に違反するものに対しては、市長は、行政文書の公開を中止させ、又は禁止することができる。

(手数料の納付)

第8条 条例第14条第1項に規定する行政文書の公開に係る手数料は、前納とする。

(審査請求に対する裁決の手続等)

第9条 条例第15条第1項の規定による平塚市情報公開審査会(以下「審査会」という。)への諮問は、情報公開の審査請求に対する諮問書(第10号様式)により行うものとする。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による裁決をしたときは、遅滞なく情報公開の審査請求に対する裁決通知書(第11号様式)により審査請求人に通知するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第10条 条例第16条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(第12号様式)により行うものとする。

(審査会への報告)

第11条 条例第8条第2項の規定による報告は公開請求に係る行政文書の内容、公開を拒否した理由その他審査会が求める事項とし、条例第15条第3項の規定による報告は公開請求に係る行政文書の内容、審査請求に対する裁決をした結果及びその理由その他審査会が求める事項とする。

(行政文書の任意的公開の申出等)

第12条 条例第29条の規定による行政文書の任意的公開の申出(以下「任意的公開申出」という。)をしようとするものは、行政文書任意的公開申出書(第13号様式)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該申出に対する諾否の決定に係る通知は、行政文書任意的公開回答書(第14号様式)により行うものとする。

(行政文書の目録の作成)

第13条 条例第27条第3項に規定する行政文書の目録は、行政文書に係る文書目録その他これに類するものにより行うものとする。

(出資法人等)

第14条 条例第32条第1項に規定する出資法人等は、別表に定めるものとする。

(運用実施状況の公表)

第15条 条例第34条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

(平塚市公文書公開条例施行規則の廃止)

2 平塚市公文書公開条例施行規則（平成5年規則第8号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によって行われた処分、手続その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月23日規則第21号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月12日規則第47号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年6月27日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定（「、行政文書」を「行政文書」に改める部分に限る。）並びに第14条、第3号様式及び第9号

様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年１月２９日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月２２日規則第１９号）

１ この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和６年８月１日規則第３８号）

１ この規則は、公布の日から施行する。

２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第１４条関係）

公益財団法人 平塚市まちづくり財団
公益財団法人 平塚市生きがい事業団
社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

第 1 号様式（第 2 条関係）

行政文書公開請求書	
年 月 日	
実施機関名	
請求者	郵便番号
	住所（所在地）
	氏名（名称及び代表者の氏名）
	電話番号
条例第 4 条の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。	
公開請求に係る行政文書の内容	
求める公開方法	
☐ 閲覧又は視聴 ☐ 複写したもの又は出力したものの交付（ ☐ 郵送を希望）	
☐	
行政文書の公開を請求することができるものの区分	
☐ 市内に住所を有する者	
☐ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	
事務所等の名称	所在地
〔 〕	
☐ 市内の事務所又は事業所に勤務する者	
勤務先等の名称	所在地
〔 〕	
☐ 市内の学校に在学する者	
学校の名称	所在地
〔 〕	
☐ 本市に対して納税義務を負うもの（市税の税目）	
☐ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	
利害関係の内容	
〔 〕	
主管課	
備考	

（注）

第2号様式（第3条関係）

行政文書公開決定通知書

指令番号

年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書の公開については、次のとおり公開することに決定しましたので、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
☐ ただし、条例第 10 条第 4 項ただし書の規定による公開請求に係る行政文書の一部分についての決定です。	
公開請求に対して特定した行政文書の件名	
公開方法 ☐ 閲覧又は視聴（ ☐ 原本 ☐ 複写） ☐ 複写したものの又は出力したものの交付 ☐	
公開の日時 年 月 日 午前 午後 時 分から 時 分まで 午前 午後	
公開の場所	
主管課	

第3号様式（第3条関係）

行政文書一部公開決定通知書

指令番号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書の公開については、次のとおり行政文書の一部を公開することに決定しましたので、通知します。

なお、当該行政文書には、公開することができない部分があることを御了承ください。
(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

公開請求に係る行政文書の内容	
☐ ただし、条例第 10 条第 4 項ただし書の規定による公開請求に係る行政文書の一部についての決定です。	
公開請求に対して特定した行政文書の件名	
公開方法	
☐ 閲覧又は視聴 (☐ 原本 ☐ 複写)	
☐ 複写したもの又は出力したものの交付	
☐	
公開の日時	
年 月 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
公開の場所	
公開することができない部分の概要	
行政文書の一部を公開できない理由	
条例第 5 条第 号 該当 (理由)	
上記理由がなくなる時期 (明記することができる場合のみ記入してあります。)	
年 月 日	この日以後に公開を希望する場合は、改めて公開請求書を提出してください。
主管課	

第4号様式（第3条関係）

行政文書公開拒否決定通知書

指令番号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書の公開については、次のとおり公開を拒否することに決定しましたので通知します。
(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

公開請求に係る行政文書の内容			
行政文書の公開を拒否する理由 条例第5条第 号 該当 (理由)			
上記理由がなくなる時期（明記することができる場合のみ記入してあります。） 年 月 日 この日以後に公開を希望する場合は、 改めて公開請求書を提出してください。			
主管課	部（所）	課	担当
	電話番号	内線	

第5号様式（第4条関係）

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

実 施 機 関 名 印

年 月 日付けで公開請求がありました行政文書の公開については、条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長しましたので通知します。
なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容			
条例第10条第1項の規定による決定期間 年 月 日から 年 月 日まで			
決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限 年 月 日まで			
決定期間を延長する理由			
主 管 課	部（所） 電話番号	課 内線	担当

第 6 号様式（第 4 条関係）

行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

実 施 機 関 名 印

年 月 日に公開請求がありました行政文書の公開については、条例第 10 条第 5 項の規定により、公開請求があった日から 6 0 日以内に行政文書の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。
なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容			
6 0 日以内に行政文書の全てについて諾否の決定を行うことができない理由			
行政文書の相当の部分について諾否の決定を行う期限			
年 月 日			
残りの行政文書について諾否の決定を行う期限			
年 月 日			
主 管 課		部（所）	課
		電話番号	内線
			担当

第7号様式（第5条関係）

意見書提出機会付与通知書

文書番号
年 月 日

様

実施機関名 印

平塚市では、保有している行政文書についての公開をするため、条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、公開請求（任意的公開申出）がありましたが、この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、条例第11条第1項又は第2項（条例第29条において準用する条例第11条第1項又は第2項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、別添の「行政文書の公開請求に関する意見書」により御回答をお願いします。

公開請求に係る行政文書の内容			
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容			
公開請求があった日 年 月 日			
条例第11条第2項の規定による通知の場合における同項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由 条例第11条第2項第 号適用 (理由)			
意見書の提出期限 年 月 日			
意見書の提出先（主管課） 所在地 郵便番号 部（所） 課 担当 電話番号 内線			

第 8 号様式（第 5 条関係）

行政文書の公開請求に関する意見書

年 月 日

実 施 機 関 名

住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号

年 月 日付けで照会のあった件については、次のとおり回答します。

公開請求に係る行政文書の内容
公開に対する反対意見の有無 ☐ 有・ ☐ 無
公開に反対する理由（公開することによる支障の内容、程度等）

(注)

第9号様式（第5条関係）

行政文書公開通知書

文書番号
年 月 日

様

実施機関名 印

年 月 日に行政文書の公開請求に関する意見書の提出のありました行政文書を公開しますので、条例第11条第3項（条例第17条又は第29条において準用する条例第11条第3項）の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る行政文書の内容		
公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容		
公開決定をした理由		
公開を実施する日 年 月 日		
主管課		
部（所） 電話番号	課 内線	担当

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項）

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

情報公開の審査請求に対する諮問書

文 書 番 号
年 月 日

（提出先）
平塚市情報公開審査会会長

実 施 機 関 名 印

公開請求に対する諾否決定（公開請求に係る不作為）について、次のとおり審査請求がありましたので、条例第 1 5 条第 1 項の規定により諮問します。

公開請求に係る行政文書の内容			
公開請求に対する諾否の内容			
審査請求年月日		年 月 日	
審査請求の内容			
主 管 課			
部（所） 電話番号		課 内線	担当

添付書類

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

情報公開の審査請求に対する裁決通知書

指 令 番 号
年 月 日

(住所)
審査請求人 様

実 施 機 関 名 印

年 月 日付けで提出されました公開請求の諾否決定（公開請求に係る不作為）に対する審査請求については、次のとおり裁決をしましたので通知します。
（行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項）

公開請求に係る行政文書の内容			
審査請求に対する裁決の内容			
裁決の理由			
公開の日時（公開をする場合）			
年	月	日	午前 時 分から 午後 時 分まで
公開の場所（公開をする場合）			
主 管 課			
部（所） 電話番号		課 内線	担当

第 1 2 号様式（第 1 0 条関係）

情報公開審査会諮問通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

実 施 機 関 名 印

公開請求の諾否決定（公開請求に係る不作為）に対する審査請求について、条例第 1 5 条第 1 項の規定により審査会に諮問しましたので、条例第 1 6 条の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る行政文書の内容			
公開請求に対する諾否の内容			
審査請求年月日		年 月 日	
審査請求の内容			
審査会に諮問した年月日		年 月 日	
主 管 課			
部（所） 電話番号		課 内線	担当

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

行政文書任意的公開申出書	
年 月 日	
実施機関名	
申出者 郵便番号	
住所（所在地）	
氏名（名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
条例第 2 9 条の規定により、次のとおり行政文書の公開を申し出ます。	
任意的公開申出に係る行政文書の内容	
求める公開方法	
☐ 閲覧又は視聴 ☐ 複写したもの又は出力したものの交付（ ☐ 郵送を希望）	
☐	
任意的公開申出の目的	
主管課	
備考	

（注）

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 3 条関係）

第 4 号様式（第 3 条関係）

第 5 号様式（第 4 条関係）

第 6 号様式（第 4 条関係）

第 7 号様式（第 5 条関係）

第 8 号様式（第 5 条関係）

第 9 号様式（第 5 条関係）

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

第 1 2 号様式（第 1 0 条関係）

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）